

商標法施行規則の一部を改正する省令 参照条文

(参照条文一覧)

○商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)	1
○商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号) (抄)	1
○商標法施行規則(昭和三十五年省令第十三号) (抄)	3
○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定(平成元年条約第九号) (抄)	3
○千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約(昭和五十年条約第二号) (抄)	3
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号) (抄)	4
○酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件(平成二十七年国税庁告示第十九号) (抄)	4
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(平成六年条約第十五号) (抄)	4

○商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（一商標一出願）

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。

3 （略）

○商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）（抄）

（商品及び役務の区分）

第二条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。

別表

第一類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第二類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第三類	洗淨剤及び化粧品
第四類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第五類	薬剤
第六類	卑金属及びその製品
第七類	加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
第八類	手動工具
第九類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第十類	医療用機械器具及び医療用品
第十一類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
第十二類	乗物その他移動用の装置
第十三類	火器及び火工品
第十四類	貴金属、貴金属製品であつて他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第十五類	楽器
第十六類	紙、紙製品及び事務用品
第十七類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック

第十八類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第十九類	金属製でない建築材料
第二十類	家具及びプラスチック製品であつて他の類に属しないもの
第二十一類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第二十二類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第二十三類	織物用の糸
第二十四類	織物及び家庭用の織物製カバー
第二十五類	被服及び履物
第二十六類	裁縫用品
第二十七類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第二十八類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第二十九類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第三十類	加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
第三十一類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第三十二類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第三十三類	ビールを除くアルコール飲料
第三十四類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第三十五類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第三十六類	金融、保険及び不動産の取引
第三十七類	建設、設置工事及び修理
第三十八類	電気通信
第三十九類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第四十類	物品の加工その他の処理
第四十一類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第四十二類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第四十三類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第四十四類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第四十五類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

○商標法施行規則（昭和三十五年省令第十三号）（抄）

（商品及び役務の区分）

第六条 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分（以下「商品及び役務の区分」という。）に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

○千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定（平成元年条約第九号）（抄）

第一条 特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語

(1) この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類（以下「国際分類」という。）を採用する。

(2) 国際分類は、次のもので構成する。

(i) 類別表（注釈が付されている場合には、その注釈を含む。）

(ii) 商品及びサービスのアルファベット順の一覧表（以下「アルファベット順の一覧表」という。）であつて、商品又はサービスごとにその属する類を表示したもの

(3) (7) (略)

第二条 国際分類の法的効果及び使用

(1) 国際分類の効果は、この協定に定める要件に従うことを条件として、各同盟国が定めるものとする。国際分類は、特に、標章の保護の範囲の評価及びサービス・マークの承認について同盟国を拘束しない。

(2) (略)

(3) 同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示する。

(4) (略)

○千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約（昭和五十年条約第二号）（抄）

第十九条

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する特別の取極を行う権利を留保する。

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）（抄）

（酒類の表示の基準）

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 3 4 （略）

○酒類の地理的表示に関する表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十九号）（抄）

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、酒類の地理的表示に関する表示基準を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。

（定義）

1 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) （略）

(3) 「地理的表示」とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性（以下「酒類の特性」という。）が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であつて、次に掲げるものをいう。

イ 国税庁長官が指定するもの

ロ 日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護されるもの

(4) 3 (9) （略）

（地理的表示の指定）

2 国税庁長官は、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であり、かつ、その酒類の特性を維持するための管理が行われていると認められるときには、次の各号に掲げる事項（以下「生産基準」という。）、名称、産地の範囲及び酒類区分を前項第三号イに掲げる地理的表示として指定することができる。

(1) 酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項

(2) 酒類の原料及び製法に関する事項

(3) 酒類の特性を維持するための管理に関する事項

(4) 酒類の品目に関する事項

3 国税庁長官は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する表示は、地理的表示として指定しない。

(1) （略）

(2) 日本国において、酒類の一般的な名称として使用されている表示

(3)・(4) （略）

（地理的表示の保護）

9 地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用してはならないものとする。当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても同様とする。

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成六年条約第十五号）（抄）

第二十二條 地理的表示の保護

(1) この協定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

(2) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し次の行為を防止するための法的手段を確保する。

(a) 商品の特定又は提示において、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手段の使用

(b) 千九百六十七年のパリ条約第十条の二に規定する不正競争行為を構成する使用

(3) ・ (4) (略)

第二十三條 ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示の追加的保護

(1) 加盟国は、利害関係を有する者に対し、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類(kind)」、「型(type)」、「様式(style)」、「模造品(imitation)」等の表現を伴う場合においても、ぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示が当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないぶどう酒又は蒸留酒に使用されることを防止するための法的手段を確保する。

(2) ・ (4) (略)